



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成28年6月10日

職業安定部職業対策課

課長 森田 哲也

課長補佐 高野 淳

地方障害者雇用担当官 荻原 秀史

電話 048-600-6209

精神科医療機関とハローワークの連携による

就労支援モデル事業を実施

1 モデル事業実施の趣旨・目的

精神障害者の雇用促進については、平成30年度から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、精神障害者が法定雇用率算定基礎の対象となるなど、各関係支援機関と連携して一層の支援強化を図っていく必要があります。

特に、精神障害者の雇用促進のためには、関係機関である精神科医療機関との連携体制を構築することが不可欠です。

このため、埼玉労働局（局長 田畑 一雄）は、浦和公共職業安定所と次の精神科医療機関との間で協定を締結し、平成28年度より精神障害者に対する就労支援を実施しております。

【連携先医療機関】

- ① 社会福祉法人シナプス埼玉精神神経センター
（さいたま市中央区本町東6-11-1）
- ② 医療法人徳洋会 聖みどり病院（さいたま市南区白幡5-19-25）
- ③ 医療法人秀山会 白峰クリニック（さいたま市浦和区上木崎4-2-25）

2 モデル事業の実施内容【別添資料参照】

精神科医療機関の就労支援プログラムを終了した求職者に対して、ハローワークが中心となって実施する「チーム支援事業」を活用し、就職から職場定着まで一貫した支援を以下のとおり実施します。

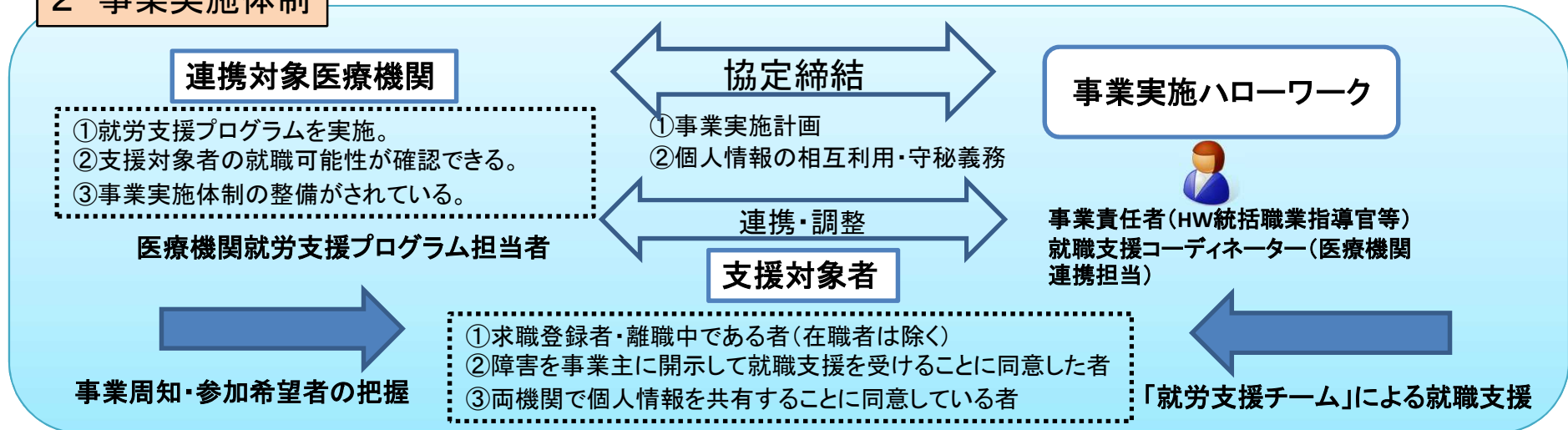
- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス（履歴書の書き方等）、職業訓練のあっせん等
- (2) 職場実習等の機会の提供
- (3) 医療機関とハローワークの担当者によるケース会議の実施
- (4) 就職後の職場定着支援の実施

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制



3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「**チーム支援事業**」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。
 - ① 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
 - ② 職場実習等の機会の積極的な提供
 - ③ 3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
 - ④ 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施